

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬飼新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 7年 4月 1日

許可の有効期限

令和12年 3月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨ゴムくず、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫鉱さい、⑬がれき類（以上13種類）

※①については、水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀含有ばいじん等を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成12年 1月21日 新規許可

平成17年 1月21日 更新許可

様式第七号（第十条の二関係）

平成22年	1月21日	更新許可
平成27年	1月21日	更新許可
平成28年	5月23日	変更許可
令和2年	4月1日	更新許可
令和7年	4月1日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・☒無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☒有・無